

# 宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」使用ガイドライン

平成24年1月13日制定  
平成27年4月1日改正  
令和3年4月19日改正

「みやざき犬」は、宮崎の魅力を発信するシンボルとして生まれたキャラクターです。

このガイドラインは、「みやざき犬」（以下「キャラクター」という。）が皆様に親しまれ、様々な媒体に活用していただくための基準等を示しています。

なお、キャラクターのご使用にあたっては、本ガイドラインと併せて「宮崎県シンボルキャラクター使用要項」もご覧いただきますようお願いします。

## 1 キャラクターについて

名称：宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」（ミヤザキケン）

[みやざき犬の情報（県担当者による観察メモ）]

- ・現在のところ目撃された新種の犬は3匹。
- ・3匹で、宮崎のさまざまな特産品等のかぶりものをかぶってPRしている。
- ・3匹のかぶりものは、今後増えるのではないか。
- ・そればかりか、4匹目、5匹目と目撃される、かも。



みやざき犬の「ひい」くん

- ・出身：もちろん宮崎県
- ・年齢：不明（いがいと若い？）
- ・性別：不明（♂？？）
- ・かぶりもの：宮崎県の特産品の日向夏
- ・観察メモ：いつも前向きでしっかりもの。自然いっぱいな宮崎が大好き。



みやざき犬の「むう」ちゃん

- ・出身：とうぜん宮崎県
- ・年齢：不明（若いとうわさ？）
- ・性別：不明（♀？？）
- ・かぶりもの：宮崎県の木のフェニックス
- ・観察メモ：ちょっとぴりおちやめで好奇心旺盛。たのしい宮崎が大好き。



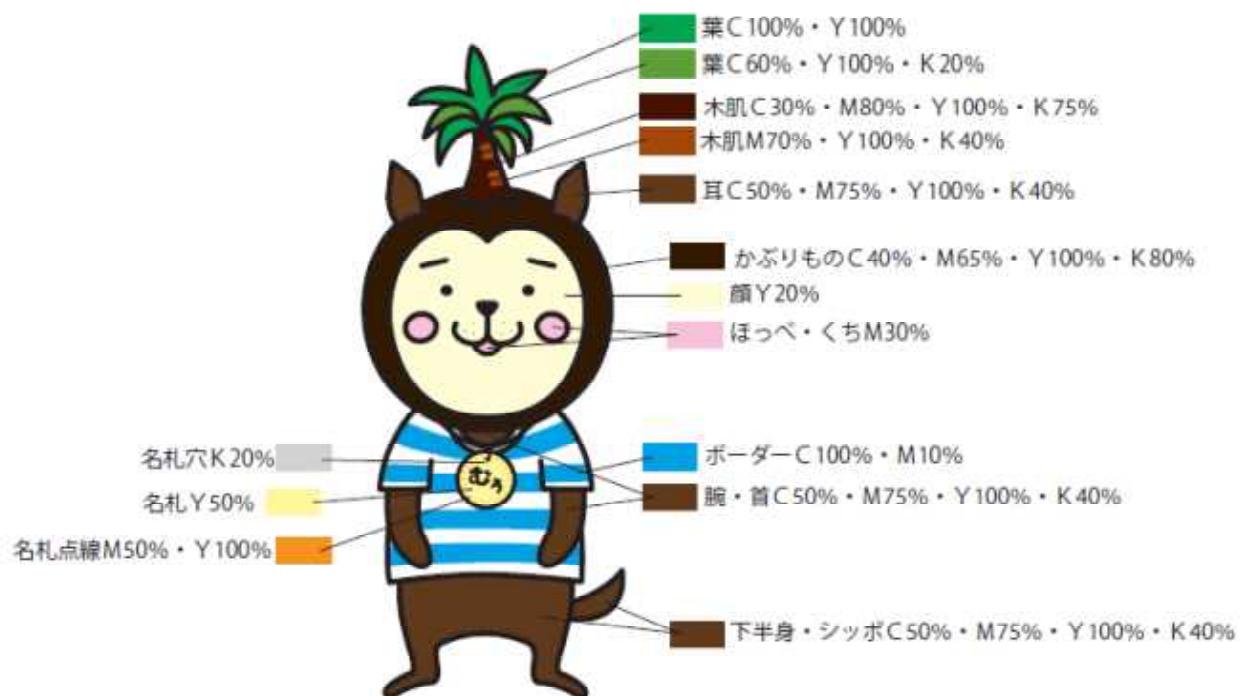
みやざき犬の「かあ」くん

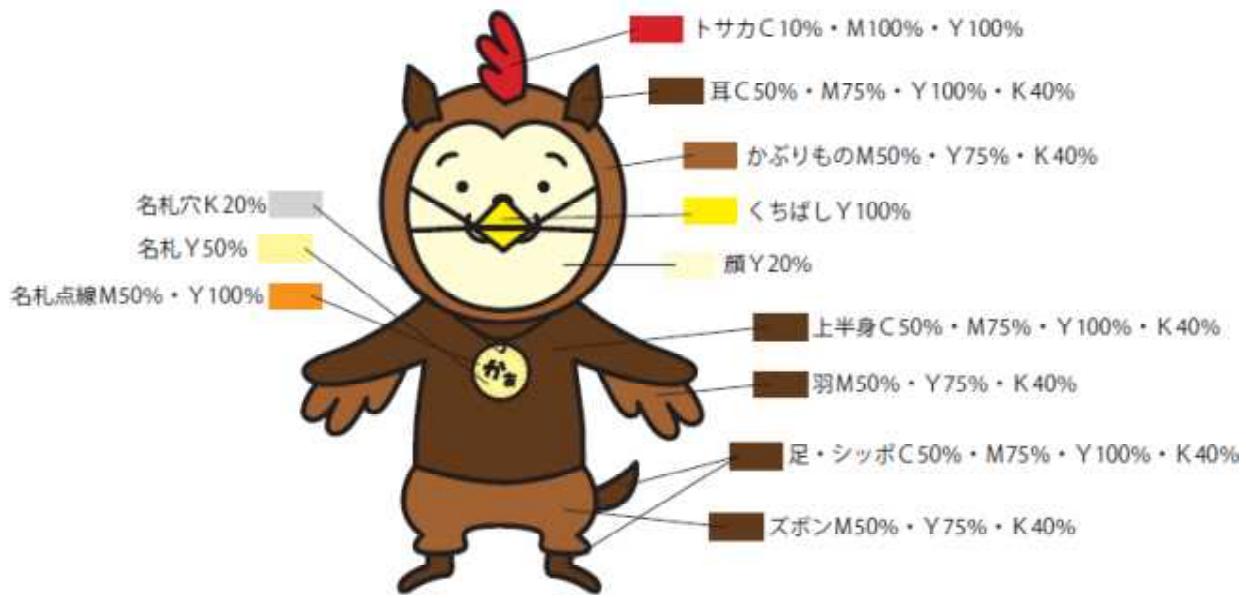
- ・出身：やっぱり宮崎県
- ・年齢：不明（若いはず？）
- ・性別：不明（♂？？）
- ・かぶりもの：宮崎県の特産品地鶏
- ・観察メモ：おおらかでくいしんぼう。おいしい宮崎が大好き。

### 3 キャラクターのカラー

キャラクターのカラー見本は次のとおりです。

#### (1) 4色表示の場合





## (2) グレースケールの場合





### 3 使用基準について

#### (1) 著作権等

キャラクターに関する権利は、宮崎県に帰属します。このため、キャラクターを使用する場合は、報道関係機関が報道目的に使用する場合等を除き、必ず使用前に申請を行い、宮崎県の許可を受けてください。

「みやざき犬」は商標登録をしております。(商標登録第5506857号、第5506858号、第5506859号、第5506860号)

#### (2) 使用基準

##### ① 表示色

表示色は、「2 キャラクターのカラーについて」の色を参照してください。

##### ② 使用のルール

・キャラクターの使用許可は、キャラクターのPR及び県全体のイメージアップに寄与すると見込まれるため許可するものであり、キャラクターを使用する商品等を推奨したり、品質保証したものではありません。

・中立性を保つため、原則として、会社名や商品名などと続けて表記することはできません。

・キャラクターの図形を使用する場合は、企業や商品等のキャラクターと混同しないよう、「宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」」(使用許可が必要な場合は許可番号も)を併記してください。

・製造物の場合、会社名と連絡先を表示するなど製造物責任における責任の所在を明記してください。宮崎県は製造者でなく、製造物に何らの責任を負うものでないことにご留意願います。

・食品への使用は、次のとおりとします。

##### ア 弁当・総菜類

宮崎県内で製造され、かつ、販売されるもの。

##### イ 上記以外

宮崎県内で製造または販売されるもの。

なお、県産農畜水産物や県産品等のPR及び販路拡大等に相当程度寄与すると見込まれる場合は、上記ア及びイ以外にも例外的に認める場合がありますので、個別にご相談願います。

・キャラクター使用にあたっては、製造物等の品質の管理、安全安心の確保並びに適正な表示等の徹底をお願いします。

##### ③ 使用できない場合

次の場合は、キャラクターの名称及び図形を使用できません。

・法令及び公序良俗に反すると認められる場合

・県の信用又は品位を害すると認められる場合

・第三者の利益を害すると認められる場合

・特定の個人、団体、県を除く法人等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合。ただし、宮崎県の魅力について県内外への情報発信に寄与すると県が認めるときは、使用することができます。

・特定の政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用する場合

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

・キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

・キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

・キャラクターを著しく変形していると認められる場合

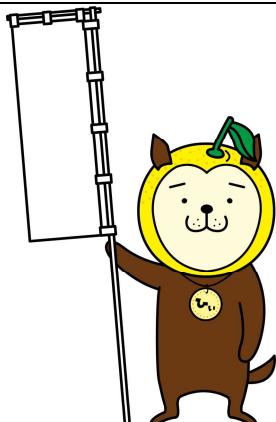
・その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

## [使用の例示]

---



- ・縦・横比率を同一にした拡大、縮小はできます。  
※ただし、縮小しすぎてつぶれてしまったり、拡大しすぎて一部分しか表示されず、「みやざき犬」と判別し難いものは使用できません。



- ・物をもたせたり、服を着せたりすることはできます。  
※ただし、キャラクターのイメージにそぐわなかったり、特定の企業や商品等のPRと受け取れるものは使用できません。



- ・ポーズを変えることはできます。  
※ただし、キャラクターのイメージにそぐわなかったり、通常ありえないポーズと受け取れるものは使用できません。



- ・かぶりものを変えたり、ボディの色を変えることはできません。

## 4 使用手続きについて

### (1) 使用許可申請不要の場合

- ① 報道機関等が報道目的で使用する場合
- ② 個人の楽しみの範囲で使用する場合  
個人の年賀状、商用でない個人の名刺等
- ③ 商用目的以外で、かつ、県が指定する図形をそのまま使用する場合  
(縦横比率を同一にした拡大・縮小を含む。)
- ④ みやざき犬の派遣が決定したイベント等の出演告知又は出演報告についてのみ使用する場合

※ただし、いずれの場合も「3 使用基準について」「(2)使用基準」「③使用できない場合」に該当する場合は、キャラクターを使用できません。

※キャラクターを使用する場合は「宮崎県シンボルキャラクター「みやざき犬」」と併記、または下記ロゴを使用してください。



または



### (2) 使用許可申請が必要な場合

上記(1)以外

※使用許可申請が必要かどうか不明なときは、問い合わせください。

### (3) 使用許可申請が必要な場合は、次のとおりの書類を揃えて手続きをお願いします。

- ① 使用申請書
- ② 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- ③ キャラクターの使用状況が分かる完成見本等
- ④ その他必要と認める書類

### (4) 許可期間

許可期間は1年以内します。ただし、必要に応じ更新はできます。

更新の際は、使用許可内容変更申請書をご提出ください。

### (5) 使用料

使用料は当分の間、無料とします。

### (6) 使用開始にあたって

宮崎県からの使用許可後、使用にあたっては、許可書に付された条件等を守り正しく使用してください。条件等に反することが確認された場合、その他キャラクターの使用が適当でないと判断された場合は使用許可を取り消します。

県は、キャラクターの使用許可またはその取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負いません。

## 5 県が指定する図形

みやざき犬×みやざき応援団公式サイトのイラスト等ポーズ集に掲載されているもの